

唐 代 米 粟 考

浜 田 麟 一

(教育学部歴史研究室)

現在、粟及び米と云えば(あわ)及び(稻米)の義に落着いているが、本来の意味はそう単純ではなく、粟には或は(粳つきの穀物)を指し、或は(粳米)を指し、或は(穀物一般)を指し、或は(あわ)を指す場合があり、米には或は(穀物一般の実)を指し、或は(稻の実)、即ち(稻米)を指す場合があつた。

本来、この様に用いられていた粟、米の意味が時代の降るにつれてどう変移し、どう落着いていつたかを明確に跡づけることは好箇の題目と思われるが、私はいまそれをする用意がない。この小論においていま明かにしようとするのは、これらが唐代においてはどう用いられていたかである。

例えばその租庸調制において一課丁につき二石徴されることとなつていた租の粟、義倉穀として徴された粟、国都長安の需要並びに北方における軍糧を充さんとする穀物買上——和糶に際して現われる粟、一般賣買に際して見える粟などが何を指しているか。そうしてまた常に粟の対語として現われ、粟と共に最も多く文献に見える米が何を指しているか。これらを明確にしておくことは唐代経済史、特に歴朝に比して唐朝が最も多くなやんだ食糧政策を理解せんとするに當つて不可欠である。

唐代の粟及び米に関する諸家の解釈は必ずしも確然としていない。例えば甚だ恐縮であるが、浜口重国氏の「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(史學雜誌第四十五篇第一、二号)におかれては、全文を通じ米に関する記述中、稻の字が全く使用されてないため不明確の印象を受け、従つてまたこの対語として現われる粟も同様である。例えばその註二四(一ノ九六頁)に通典卷六食貨六賦稅下の「應貯米處。折粟一斛。輸米六斗」を引かれ、之を「粟一石が米(粳を脱したもの)六斗に當る」と記してられる。米を特にこうことわつてられるを見れば、粟は(粳を脱せぬもの)の様にとられる。更にこの註に據られ本文(一ノ九〇頁)におかれても同様の印象を受ける様な表現をしてられる。

鈴木俊氏は租の粟を(粳のついた米)と解され⁽¹⁾、矢野仁一博士もそう⁽²⁾、桑原隲藏博士もそう解されている⁽³⁾。また清の盧文弨はこれを「蓋粟者穀之實也。即稻也」と云つている⁽⁴⁾。即ち粟は稻穀の実だというのである。粟が玄米を指したことは古來全くないから彼は粳米をこう表現したものと解される。浜口氏の解釈もこれら諸家のそれと同じではないかと受取られる。(尙、粳は日本字であつて中国語では穀である)。

又、浜口氏の註十八(一ノ八七頁)に宋の宋敏求撰の唐大詔令集所收の開元二十五年二月の「關内庸調折麥粟米勅」即ち「勅。關輔庸調。所稅非少。既寡蚕桑。皆資菽粟。常賤糶貴買。損費逾深。又江淮苦變造之勞。河路增轉輸之弊。每計其運脚。數倍加錢。今歲風和平。庶物穰賤。南畝有十千之穫。京師同水火之饑。均其餘。以減遠費。順其便。使農無傷。自今以後。關内諸州庸調資課。並宜準時價。麥粟取米。送至京。遂要支用」を引かれ、之を「……多量の米が長安に輸送され、蓄積も相当出來た。一方關内は豊年である。又二月に關内に対して庸調に粟を納入すべきを命じた。……」と解され、即ち「麥粟取米」を「粟をとれ」としてられる。そうすればこの米は粟米(あわの実、稻米に対して斯ういう呼称が存在する)⁽⁵⁾で「粟を變じて粟米をとれ」と解され、然る上で之を「粟をとれ」と約言してられるのではないかと見られる。

唐大詔令集もこの勅を「關内の庸調に粟米をとるを命ずるの勅」と題している。これは恐らく撰

者、宋敏求の解釈ではないかと思われるが、氏もこれと同じ解釈をしていられるのではないかと見られる。即ち氏はこの粟を（粳あわ）、米を粟米（あわの実、即ち玄粟）という風に解していられるのではないかと想像される。

或は又、この粟を單に穀物の意として「穀物をとれ」の意で記されたものであろうか。そうとすれば直ぐ前文に「多量の米が長安に輸送され……」と記していられるに対し余りにも漠然とした記述となる。

又、加藤繁博士は之を「粳かぶりを賣りて粳を去りたる穀物に易ふるを云ふならん」(6)とされ、粟を（粳かぶりの穀物）、米を（粳を去りたる穀物）と解していられる様である。

（然しいづれの解釈によつても、初の「皆資菽粟。常賤糶貴買」と後の「麥粟取米」との間に江淮よりの漕運を減ずるを命じている文があるが、これが前後と脈絡を通ぜぬ様に思われる。これについては最後に明かにする）。

上の様に唐代の粟、米については、これが何を指しているか明確に記述されていなくつたり、見解が区々であつたりしている。よつてここに私の調査し考証せる所を述べ、得た結論を陳じて御叱正を仰ごうとする次第である。

唐代において粟が（粳つきの穀物）乃至（粳米）を指していると判明する史料は、私の探した範囲では、見当たらない。

次に（穀物一般）を指していると思われるのは、新唐書卷五十三食貨志三の冒頭に、

唐都長安。而關中号称沃野。然其土地狹。所出不足以給京師。備水旱。故常轉漕東南之粟。とある。東南特に南よりの轉漕が稻米であるのは明白だが、これをも含めて粟と云つてあるのは「東南の穀物を轉漕する」位の意味に用いてであると取つてもよいであろう。又、通鑑卷二百十六、天寶八載春二月戊申の条に、

是時州縣殷富。倉庫積粟帛。動以万計。

とあり、唐會要卷八十四兩稅使、元和四年六月の条に、

粟帛轉賤。賦稅自加。

とあるなどは大まかに（穀物一般）を指していると思ふことができよう。（事実、白香山集卷四十六、策林二には「由天下錢刀重而穀帛輕也」とて穀帛と表現されている）。最初の文は概言の文であり、あとの二つの文は單に物資が豊富である、錢に比して物の値が下つたことの意味が通ずれば目的を達する文であり、孰れも正確を期してその物を指そうといつた氣持が初めからない場合の用い方である。

最後に（あわ）を指している場合だが、これが最も多い。唐代における粟の用い方の主体をなしているのは明かにこれである。例えば通典卷六食貨六賦稅下、貞觀二年四月の条に、

戶部尚書韓仲良奏。主公已下墾田畝納二升。其粟、麥、稻之屬。各依土地貯之。州縣以備凶年。とあり、同卷二食貨二屯田、開元二十五年の条に、

令諸屯…所收斛斗。…其大麥、苽麥、乾蘿蔔等准粟計折斛斗。

とあり、同卷六食貨六賦稅下、建中元年の条に、

若無粟之鄉。輸稻、麥。隨熟即輸。

とあり、陸宣公翰苑集卷二、冬至大社大赦制

宜準貞觀故事。天下所墾見田。上自王公下及百姓。……隨所種粟、豆、稻、麥。遂便貯納。

とあり、六典卷十七曲既署の条に、

羊(○日給)粟、菽各升有四合。塩六勺。

とある、これらの粟は稻、麥、大麥、菽麥、菽、(豆)、乾蘿蔔など別種と並記してあるので(あわ)を指していることが瞭然と判明する。この例は枚挙に遑がない。

ここで一先づ記述を米に移す。米の二つの場合の第一(穀物一般の実)を指しているとは判明するものは極めて少い。前掲の通鑑卷一百九十九、永徽五年の条に、

是歳大稔。洛州粟米斗兩錢半。秬米斗十一錢。

とある、この粟米は粟穀の実、秬米は秬穀の実(秬とは糯のもちごめであるに対し、うるごめ即ち普通の稻を云う)であり、即ちこの米は(穀物一般の実)を指している。又、六典卷四膳部郎中員外郎に、

凡親王以下常食料各有差。

毎日細白米二升。粳米、梁米各一斗五升。

とある、この粳米(秬米)も同じく粳穀の実、梁米は梁穀の実であつて、この米も同様である。又通典卷十二食貨十二、天宝八年の条に、

凡天下諸色米。都九千六百六万…石。

とあり、明細の内分けに和糴、諸色倉糧、正倉、義倉、常平倉各何万石と記されているが、この諸色米とはこれら諸倉に貯蔵の米ともとれるし、また稻米、粟米その他の米実を含めた意味にもとれる。然し、これら諸倉に貯蔵されたものは稻米のみでないことは明かだから、孰れにせよ、この米も(穀物一般の実)を指している。この三つが私の見出し得た総べてである。この意味に用いられる場合は明かに稀である。

次に第二の(稻米)を指している場合。「米を稻米とするは後漢以後一般の用例なり。而して余輩は米を稻米と解して後漢時代の記録を読み皆通ぜざるなきを見る」と岡崎文夫博士が云つてられるが(7)、後漢時に既にそうとすれば唐代は尙更そうのわけである。事実この場合が最も多い。例えば稻産地域たる南方と結び付いて現われる米は明かにそう解してよい。例えば通鑑卷二百三十九、元和十一年十二月丁未の条に、

初置淮瀕水運使。揚子院米。自淮陰沂淮入潁。

とあり、陸宣公翰苑集卷二、冬至大祀大赦制に、

宜令度支。取江西、湖南見運到襄州米十五万石。

とあり、同卷四、賑恤諸道將吏百姓等詔に、

江淮之間。運歲豊稔。……宜令度支。於淮南、浙江東西等道。量場加價和糴米三、五十万石。新唐書と、食貨五十三卷志三にあり、

德宗。……增江淮之運。浙江東西歲運米七十五万石。江西、湖南、鄂岳、福建、嶺南米亦百二十万石。

とあつて、江淮、揚子院、浙江東西道、江西、湖南、鄂岳、福建、嶺南等の地と結び付いているのであつて、これらの米は稻米と解する外、解し様がない。この例も枚挙に遑がない。尙、これら南方地域と結び付いた穀は殆ど全史料が米となつてると云つても差支ない程である。

これに対して北方地域と結び付いたものは粟となつている場合が多い。例えば唐会要卷九十和糴、貞元二年九月の条に、

度支奏。京兆、河南、河中、同、華、陝、虢、晉、絳、鄜、坊、丹、延等州府。夏秋兩稅青苗

等錢物。悉折糶粟、麥。所在儲積。以備軍食。

とあり、同、元和七年七月の条に、

戸部侍郎判度支盧坦奏。今冬諸州和糶貯粟。沢、潞四十万石。鄭、滑、易、定各一十五万石。夏州八万石。河陽一十万石。太原二十万石。

とあり、陳白玉文集卷八、上西蕃邊州安危事三条に、

甘州頃者抄竊尤甚。今安北府見有官羊及牛六千頭口兵粮粟、麥万有余碩。

とあり、スタイン博士の敦煌千佛洞より得た借粟証文に、

大曆□年□月。行官霍昕悦爲急要糧用。交無得処。遂於護国寺僧虔英邊。便粟台拾法斛。其粟
 霍昕悦自立限九月内還。云々。

とある、これらの北方と結びついた粟は大体(あわ)と解して差支ないであろう。この例も豊富に存在する。

そうして一つの文で米と粟とを並記し、前者を(稻米)後者を(あわ)と峻別して記してある史料を挙げよう。陸宣公奏議卷八、請減京東水運收脚價於緣邊州鎮儲備軍糧事宣狀に、

舊例。從江淮諸道運米一百一十萬石。…來年請停八十万石。…舊例從河陰運米七十万石至太原倉。…舊例從太原倉運米四十萬石至東渭橋。…其江淮所停運米八十万石。請委轉運使。於運水州縣…出糶。…都合得錢一百三十三萬貫。數內請支二十萬貫。付京兆府令於京城內及東渭橋。開場和糶米二十萬石。…其米便送東渭橋及太原倉收貯。充填每年轉漕。…余尙有錢一百一十三萬貫文。以供邊鎮和糶。臣已令度支巡院。勘問諸軍州米、粟時價。兼與當管長吏商量。令計見墾之田。約定所糶之數。得鳳翔、涇、隴、邠、寧、慶、鄜、坊、丹、延、夏、綏、銀、靈、塩、振武等道、良原、長武、平涼等城報。…計可糶粟一百三十五萬石。…於江淮糶米及減運米脚錢。請並委轉運使。…即作船般送赴上都。…先付價直。立限納粟。不願糶者。亦勿強徵。其有納米者。每米六升。折粟一斗。

とあつて、江淮漕運米の年定額一百一十萬石の中、來年は八十万石を停め、これをその地で賣拂つて得た錢で京師その他において和糶(合意による穀物の買上)をしようとするのが見えている。これに於いて江淮よりの漕運穀はすべて米と云い、京師における開場和糶(配戸の和糶、即ち割当式の買上)に対し或所に市場を開き賣ろうとして持參する者から買上げる方法も米と云い(京師近傍において稻作が大に行われていたので、稻米の買上もなされたわけである(8))、且つこの開場和糶米は東渭橋及び太原倉に貯えて毎年江淮より漕運してここに貯えることになつてゐる米に充当しようとする、すべて米となつてゐる。(京師一宮廷及び百官に需要されたものは稻米であつた)。

これに対して鳳翔、涇、隴、邠、寧、慶、鄜、坊、丹、延、夏、綏、銀、靈、塩、振武、良原、長武、平涼等の北方地域における和糶穀は粟と云つてゐる。(北方和糶の目的は軍糧調達にあり、軍食にあてられたものは(あわ)であつた)。要するに前者においてすべて米と云えるは稻米に外ならず、後者において粟と云えるは(あわ)に外ならぬ。稻は南方穀の太宗であり、(あわ)は北方穀の太宗なのである。

そうして上文の半頃に諸軍州の米、粟の時價を調査させたとあるのは、これらの地方の所産は主として(あわ)だが稀に稻米の産があつた(9)から斯う云つてあるのである。そうして最後の箇所に「米を納るる者有らば每米六升、粟一斗に折す」とある。即ち(あわ)の稻米に対する換算率は十対六であつたことが知られる。

そうして通典卷六食貨六賦稅下に「其(。天寶中)度支歲計。粟則二千五百余萬石」とあつて、

その内分け中に、

四百万(○粟)。江淮廻造米。轉入京充官祿及諸司糧料。

とあり、同卷十食貨十漕運に、

天宝中。毎歳二百五十万石(○米)入關。

とあつて、兩者の比率は十対六・二五となつており、大体陸贄の換算率と同じであつて、粟四百万石は米にして二百五十万石のことと分る。この事は既に浜田氏の指摘せられた所である(10)。但、氏は通典卷六食貨六の「應貯米処。折粟一斛。輸米六斗」を根據としていられるが、私は(稻米)対(あわ)の換算率であることを明かにした陸贄の文に據つてそう解する。ここにおいて國家の粟收入二千五百余万石は即ち(あわ)であることが判明する。

唐代の主な穀種は粟、稻、麥、菽(豆)の四種であつた。だから穀物の全歲入額たる粟二千五百余万石の中には實質的にはこれらを包含していることは明かである。そうしてこれらは粟に換算され石高が計算されてこの中にほうりこまれている。粟が換算の基準となつたことはいま挙げた通典に「粟一石を米六斗に評價する」という数の比の置き方によつても分るし、卷二同食貨三屯田、開元二十五年の條に、

令諸屯。…所收斛斗。…其大麥、苽麥、乾蘿蔔等。准粟計折斛斗。

とあつて、屯田の收穫高を計算する場合、大麥等も粟を基準として換算することが見えているなどによつて分る。粟二千五百余万石は即ちそれらが(あわ)に換算されて集計された石高なのである。更にこの石高の用途別内分けに、

(○粟)三百万(○石)。折充絹布。添入兩庫。

(○粟)三百万(○石)。廻充米豆。供尙食及諸司官厨等料。並入京倉。

(○粟)四百万(○石)。轉入京。充官祿及諸司糧料。江淮廻造米。

(○粟)五百万(○石)。留当州官祿及遞糧。

(○粟)一千万(○石)。諸道節度軍糧及貯備当州倉。

とあるが、京師以外の使用穀は孰れもそのままとし、之に対して京師使用の穀は孰れも米と云い直してことわつてあるを見ても、この米が(稻米)であり、粟が(あわ)であることが分る。又、六典卷三戸部、凡賦役之制の條に、

課戸每丁租粟二石。…凡嶺南諸州稅米。上戸一石二斗。次戸八斗。下戸六斗。

とあつて嶺南の稅を米と云えるは即ち(稻米)に外ならず、從つてこれに対する租粟二石は即ち(あわ)に外ならぬ。即ち國家の正式の用い方においても粟は(あわ)、米は(稻米)を指している。即ち唐代に於いては殆どすべてがこの意味に用いられている。

然しまだ糶付きとか付かずとかの疑問が残つている。一俵、糶米(稻)は糶付かず(玄米)に比して容量は殆ど倍になるし(11)、重量は18%ほど重くなつて(12)輸送費が當む。陸贄によれば(13)、京師で米價斗三十七文(豊稔で特に安かつた)、江淮地方で略百五十文(洪水で特に高かつた)の時、江淮から京師までの輸送費が二百文であり、更に邊軍への輸送費は五、六百文(即ち三十七文に比し十余倍)、近くて半分以上を要するといつた状態で、現物の價格よりも寧ろ輸送費が遙かに大であり、これが殆ど最大の悩みであつた。だから輸送費に食われて多量を運べぬ糶付きを税にとつたとは大体考えられない。仮にこれが受納されたとすれば官において更に糶(糶すり白)にかけ

る厄介な手数が要るにおいておや。明の崇禎中に著された天工開物、粹精第四攻稻に、

凡稻去殼（〇粃）。用礱。…凡礱有二種。一用木爲之。…凡木礱。穀不甚燥者。入礱亦不碎。故入貢軍国漕儲千方皆出此中也。

とあつて、木製の礱で米が碎けぬ様にして粃を脱したもの（即ち我々の見る玄米）を軍国に納め、漕儲に供するとある。明、唐間には運輸機關、粃すり器、貯藏方法などの關係狀況に格別変りはないから唐代もやはりそうだつたであろう。

更に穀物の賣買においてどういうものが取引されたか、又それは粃付きであつたか、付かすであつたか。以下、價格幾許と記されているものを列挙する（一斗標準、同時期のものでも穀種がちがつて記されているものは二つとも挙げる）。

米。錢八、九万。（武德元年秋七月、通鑑卷一百八十五）

粟。絹三・三匹（武德四年三月、同卷二百五十一）

米。絹一匹。（貞觀初、同卷一百九十三、新唐書卷五十一食貨志一）

粟。絹一匹。（同、唐会要卷八十三租稅上）

米。三、四、五錢。（貞觀四年、新唐書卷五十一食貨志一、通鑑卷一百九十三）

粟。絹十分の一匹以下。（貞觀五、六年以來、唐会要卷八十三租稅上）

粟米。兩錢半。（永徽五年、通鑑卷一百九十九）

杭米。十一錢。（同、同）

米。五錢。（麟德二年十月、同卷二百一）

米。四百錢。（永淳元年五月、同卷二百三）

米。百錢。（景龍三年、同卷二百九）

米。十三文乃至二十文。（開元十三年、通典卷七食貨七）

穀。五文。（同、同）

粟。三錢。（同、通鑑卷二百十二）

米。不滿二百錢。（開元二十八年、同卷二百十四）

米。三乃至十三錢。（天寶三載、新唐書卷五十一食貨志一）

米。錢七千。（至德二年、同）

米。七千錢。（乾元二年三月、舊唐書卷四十八食貨志上）

米。千余錢。（廣德二年八月、通鑑卷二百二十三）

米。千錢。（永泰元年三月、同）

米。千錢。（永泰五年秋七月、同卷二百二十四）

米。八百錢。（大曆四年、唐会要卷四十四水災下）

米。錢五百。（興元元年五月、通鑑卷二百三十一）

米。千錢。（興元元年閏月、同）

米。二錢。（元和六年、同卷二百三十八）

米。錢二百。（咸通九年、同卷二百五十一）

以上を要すると米が十九、秬米が一、粟が四、粟米が一、穀が一となつていて、賣買の主体は正しく米である。そうしてこの米は何だろう。上の中の通鑑卷二百一、麟德二年十月の記載は、

時比歲豐稔。米斗五錢。麥、豆不列于市。

となつていて、豊稔のため米の買手はあつても麥の買手がないと云つているより見ればこれ亦（稻米）と解せられる。

米の次に多いのが粟となつている。米と粟とが並んで賣買の主体であつたとも云える。この粟は何か。通鑑卷一百九十九、永徽五年の記載は、

是歲大稔。洛州粟米斗兩錢半。秬米斗十一錢。

となつていて、粟米と秬米とを並べて價格を記している。秬とは先に云つた様に普通の稻のことである。即ち粟米と稻米とが並んで賣買されていたが故に詳しくこの二つの價格を並記したわけだろう。之を上での統計の場合と考え合わせて（米と粟）＝（稻米と粟米）と推察する。かくて粟＝粟米と解する。それは現在、米＝稻米、麥＝麥実となつているのと一般である。

説文解字に禾は嘉穀なりと云い、粟は嘉穀の実なりとある、嘉穀とは（あわ）を指しているのであつて(14)、古代において粟が（あわの実）の意に用いられる場合もあつたのであり、粟＝粟米と解するのも不自然ではあるまい。

且つ粟の實際を調査するに、稻においては先づ擧して粳米をとり、然る後今の粳すり機（昔の磨）にかけて玄米を得るわけだが、粟においては擧して直ちに玄粟（粟米）を得るのであり、（あわ）と云えば云う迄もなく（あわの実）を指しているのであつて、粟＝粟米の解釈は成立する。

又、陸贄の奏狀に(13)、

其米（○江淮より漕運せられた養倉麥造の稻米）。糙且陳。尤京邑所賤。今據市司月估。每斗只糶得錢三十七文而已。

とあつて、糙（玄米）であることすら賣買に當つて賤とされる要素となつたのであり、賣ろうとすればただ三十七文にしか賣れないと見えている。電動精白機のない時代に臼でつくのは面倒である。だから恐らく尠くも都會地においては精白米が盛んに賣買されたのではあるまいか。手間を要する玄米は之に比して嫌われただろう。（我國の令制下においても諸國から舂白米が上供された(15)。）まして粳米は嫌われただろう。要するに主として賣買の対象となつたものは（稻米）と（あわ）であり、そうして孰れも粳つかずであつたのである。

上によつて唐代の粟は普通（あわ）、詳しくはその実、即ち（玄粟）を指し、米は普通（稻米）、詳しくは（玄米）を指しているとの結論に大体達した。

然し一寸ひつかかる史料があるので言及しておかねばならない。新唐書卷五十一食貨志一に、

凡授田者。丁歲輸粟二斛。稻三斛。謂之租。丁隨鄉所出。歲輸絹二匹。綾純二丈。布加五之一。綿三兩。麻三斤。非蚕鄉則輸銀十四兩。

とあつて、租に粟ならば二石、稻即ち粳米ならば三石を徵すると見えていて、この史料が正しいとすれば粳米が正税に徵されることは大体なかつたという私の考えは覆えることとなる。然しこの文を審査するに、疎雑、脱漏、矛盾、誤謬にみちいて信憑するに足らぬ。この事は既に元の馬端臨の文献通考、清の盧文弨の鐘山札記、錢大昕の二十二史攷異、趙紹祖の新舊唐書互証、加藤繁博士の「唐宋時代に於ける金銀の研究」に於いて批判され、とるべからずとされている(16)。要するに「稻三斛」の語はここに無用であつて、どこからか紛れこんだのである。（どこからかについて註(16)において考察する）。故にこの史料はとらない。

然し、更に都合わるく通典卷十二食貨十二義倉に、

開元二十五年定式。王公以下。毎年戸別據所種田畝。別稅粟二升。以爲義倉。其商賈戸若無出。及不足者。上上戸稅五石。上中以下遞減各有差。諸出給準粟者。稻穀一斗五升。當粟一斗。其折納糙米者。稻三石。折納糙米一石四斗。

とあつて、粟と稻穀（粳米）が新唐書の史料と同比率で現われており、そうして粳米も納めさせられることが見えている。この史料は何ら怪むべき節がない。それならやはり先の所説と矛盾しはしないか。しない。ここで粳米もとられるのは、それが義倉だからである。義倉は饑饉に備えて長年月を貯蔵するものである。そうして稻米は長期の貯蔵がきかない。六典卷十九太倉署の条に、

太倉署令。掌九穀廩藏之事。

輸米、粟二斛。課藁一捆。…米二十斛遮蔭一領。粟四十斛苦一蕃。麥及雜種亦如之。

凡粟支九年。米及雜種三年。

とあつて、貯蔵年限を（あわ）は九年、（稻米）は三年と規定している。（この規定に従つて新陳を代謝させ倉儲を運轉せねばならぬわけである）。この前文に米、粟、麥と並記してあるから米を（稻米）粟を（あわ）と解してここでも撞着を來さない。現に（あわ）及び（稻米）の貯蔵可能年限の實際を調査するに、六典の規定と大体一致する。又、舊唐書卷四十九食貨志下、開元十八年の条の裴耀卿の上言に、

其江淮義倉。不堪久貯。若無船可運。三兩年色變。

とあつて、江淮地方は濕氣が多く（稻米は）二、三年で色が変ずると見えている。又、通鑑卷二百一十一、開元二年九月戊申の条に、

勅。以歲稔傷農。令諸州修常平倉。江嶺淮浙劍南地下濕。不堪貯積。不在此例。

とあつて、諸州に常平倉（穀價賤ならば買入れ、貴ならば賣拂つて穀價調節を図る機關）を修復することを命じているが、江嶺淮浙劍南等南方地域の濕潤のため（稻米の）貯積に堪えざるは設けなくてよいと云つて見える。か様に（稻米）は（あわ）に比し明かに貯蔵年限が短い。且つ稻産地たる南方は風土濕潤で貯蔵に悪条件が重なつていて北方に比し貯蔵が難しい。だから粳米をも納めさせる必要が起つて來る。現に清国行政法第四卷一六〇頁にも「南省潮濕ノ地方ハ米ハ僅カニ一、二年ニシテ紅朽ヲ致スヲ以テ多ク稻穀ヲ貯積スト云フ」とある様に、南方の特に濕潤の地方では多く稻穀即ち粳米が貯蔵されている。

こういうわけで稻産地帯における義倉收納の穀物には相当多くが粳米で徴されたのであり、通典の記載は即ちそれを指しているのである。然し正税としては大体において（長期の貯蔵に備えて少しは徴されたかも知れないが）粳付きはとられなかつたという先の結論と撞着せぬのである。

尙、この通典における義倉收納の穀物の換算比率を簡明に記すると、

粟（玄粟）一斗 = 稻穀（粳米）一斗五升

稻（粳米）一斗五升 = 糙米（玄米）七升

となる。粟対米の比は十対七となつている。陸贄の奏状のは十対六となつており、天宝中の漕運入關額たる（粟四百方石 = 米二百五十万石）では十対六・二五となつている。（尤も通典の計數のとり方が荒つばいことについては浜口重国氏が云つていられる）。比率は時処により必ずしも同一ではなく十対六、七であつたわけであろう。尙、稻（粳米）一斗五升対糙米（玄米）七升の比については註(11)。

また初めに掲げた所謂「關輔唐調折粟米勅」は諸家の粟及び米の解釈では脈絡が通じ難いと云

つたが、それでは之を(あわの実)及び(稻米)と解して通じるか。通じるのである。即ち「關内の庸調は既に菽(豆)及び(あわ)でとつている。(菽即ち豆と併記してあるによつても粟を(あわ)と解するが自然である)。(これは軍食などの対策としてはよいが、京師における宮廷、百官の需要は稻米にあるので)、常に(あわ)を安く賣拂い、高價で稻米に買交えている(京師附近に稻作が盛んで買上に應じたことについては先に述べた)。これは二重の損失だ。一方、今年は關内が豊稔で、且つ江淮よりの漕運費は莫大だから之を停減することとせよ。(然し江淮より漕運されるのは稻米であつて、これが停減されれば京師は困る、だから)是迄關内の庸調に(あわ)をとつているのを止めて直接稻米をとることとせよ」となつて、江淮よりの漕運米を停減することが前後の文にしっかりと結び付くのである。先の結論はここでも通用する。

なお「關輔庸調折交粟米勅」——「關内の庸調に粟米をとるを命ずるの勅」というのは恐らく宋の宋敏求の解釈であつて格別こだわる要はない。全唐文にもこの勅を載せてあるが「定關輔庸調勅」と云つている。或は撰者たる滑の董誥が宋敏求の解釈を是とせず、こう改めたのではないか。

以上によつて唐代の粟は(あわ)、詳しくはその実、即ち(玄粟)を指し、米は(稻米)、詳しくは(玄米)を指しているとの結論に達した。そうして粟が稀に(穀物一般)を指し、米が稀に(穀物一般の実)を指して用いられる場合もあつたが、それは殆ど云うに足りない。

桑原隲藏博士は租の粟を粳米と解せられるについて「粟とは有穀曰粟、無穀曰米といへば、我国にいふ粳米なり」と説明してられるが、その原典は示されていない。そうして「是等の問題は、最上徳内の『度量衡説統』、狩谷望之の『度量權衡考』等に就きて解釈を求むべし。伊藤東涯の『制度通』も亦参考に供すべし」と記してられる。即ち博士御自身で直接唐代の文献を調査されたわけではなかつた様である。加藤繁博士、矢野仁一博士、鈴木俊氏がこの粟を同じく粳米と解してられるについては格別の御説明は見えぬ様である。

盧文昭が租の粟を粳米と解しているについては、多少附言されているから、これについて批判しておこう。即ち彼は前掲、新唐書卷五十一食貨志一に「凡授田者。丁歲輸粟二斛。稻三斛。謂之租」とある。「稻三斛」の衍文なるを論じようとして「蓄粟者穀之實也。即稻也。新書於粟二斛之外。又加以稻三斛。豈以後世之言粟者但指粟黍故歟。似此稻何以反不如粟而加重也」と云つている。即ち「蓋し粟とは穀の実であつて稻のことだ(彼の表現は曖昧だがそのまま記す)。だから粟二石は稻のわけだが、それへ更に同じ稻三石の語が加わつているのはおかしい。また後世、粟といえば粟(あわ)などを指すが、まさか唐代の粟が後世同様(あわ)で『(あわ)ならば二石。稻ならば三石』というわけではあるまい。もしさうとすれば稻が粟(あわ)より賤くて却つて多くを納めねばならぬようになるわけで、おかしい」と云うのである。新唐書における租庸調の記載に誤謬が多いという彼の所論は全体としては正しく、また「稻三石」もここにあつてはならぬものではあるが、上に抽出した文に限り、彼は據るべからざるの論理に據つて之を証しようとしている。「稻三石」が無縁の文であることは別の論據を以てせねばならぬのである。即ち彼は(あわ)二石が稻三石と当るわけがないと云つているが、然し正しく相い当るのであつて、それはいま述べた通典における義倉收納の穀物の換算率を見ればわかる。唐代に稻の語が精確に用いられた場合は粳米を指すということなどが理解されていないのである。また彼は唐代の粟が、まさか後世における様に(あわ)を指しているのではあるまいと云つているが、それは彼の漠然とした先入感にとどまつている。

要するに粟が(粳つきの穀物)乃至(粳米)を指す義が古代にあつたのが、唐代にも続いている様に

諸家によつて漠然と見られていたのが、実際に調査してみるとそうでなく唐代には既に(あわ)の義に判然と定まっていたのである。また粟が(粳つきの穀物)乃至(粳米)と解されていたため、粟の対語として現われる米についても必ずしも確信が持たれていない場合があつたが、これ亦稻米を指すと云い切つて差支ない。

論旨の進行上、諸氏の論説に対し思わぬ非礼をなしたかも知れないが、これについては深くお詫びする。また諸氏によつて啓導された所が多大であるからここに謝意を表する。(終)

註 (唐代米粟考)

- (1) 鈴木俊氏、東洋歴史大系第五卷一六〇頁。
- (2) 矢野仁一博士、国民東洋史大綱七〇頁。
- (3) 桑原隲蔵博士、増補東洋史教授史料一七一頁。
- (4) 盧文弨、鐘山札記卷二新唐食貨志之誤。
- (5) 通鑑卷一百九十九、永徽五年の条に「是歲大稔。洛州粟米斗兩錢半。秬米斗十一錢」とある。
- (6) 加藤繁博士、舊唐書食貨志譯註三〇頁。
- (7) 岡崎文夫博士、支那古代稻米稻作考。
- (8) 逐つて発表する拙稿「唐の玄宗朝における輸送費合理化を基調とせる諸政策について」参照。
- (9) 新唐書卷三十七地理志一、夏州の条に「貞觀七年。開延化渠。引烏水。入庫狄沃。澗田二百頃」とあり、唐会要卷八十九疏鑿利人、長慶四年七月の詔に「疏靈州特進渠。置營田六百頃」とある。稻の字は見えぬが水利のある所これが作られたわけだから、恐らく夏州、靈州に稻田があつたであろう。ロッキング・バック氏の支那土地利用地図集成(岩田孝三氏譯)中の現在の稻作分布状態より推すも、この邊りに稻作が行われた可能性がある。陸贄のここに挙げた地には入つてないが、靈州の少し西にあたる涼州乃至甘州邊に稻作があつたことは明記載があつて、新唐書一百二十二、郭震傳に「郭震字元振。…拜元振爲涼州都督。…遂拓境千五百里。…又遣甘州刺史李漢通開屯田。盡水陸之利。稻收豐衍」と見えている。また鳳翔府、隴、涇、邠州の沿っている涇水、渭水の下流の京兆府、同州には稻作が大いに盛んであつた明記載がある。これについては註(8)を見られたい。加藤繁博士の支那經濟史によれば、渭水、涇水の沿岸の様な所に稻作が多少行われたとある。バック氏の図によると、現在この鳳翔府、隴、涇、邠州あたり、及び丹郿、坊州あたりに行われている。この地方も唐代に稻作のあつた可能性がある。
- (10) 浜口重國氏、唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係、史學雜誌第四十五篇第一号、九〇頁。
- (11) 實際を調査すると、粳米對玄米の比は一〇〇對五〇—一五五であつて、粳米は玄米の大体、倍量となる。本文において後に挙げる通典の記載では粳米對玄米の比は一斗五升對七升、一〇〇對四七弱となつている。これは粳を脱する手間を見込んで玄米の價値を少し重く見たわけだろう。
- (12) Wilhelm Wagner氏著、王建新氏譯、中國農書下冊三二七頁に玄米の重量八五・五%、粳の重量一四・五%とあるより換算。
- (13) 陸宣公奏議卷八、請減京東水運收脚價於緣邊州鎮儲備軍糧事宜狀。

(14) 馮柳堂氏の中国歴代民食政策史五頁の大意を譯すると、「説文に禾は嘉穀なり、(舊唐)二月より始生し八月にして熟すと云つてゐる。この生育期は正に粟と一致する、辞源にも禾の字は秦漢以前は粟を指している、即ち今の小米(あわ)であると云つてゐる。これらを見れば禾は即ち粟のことである」と云い、更に一五頁に「説文に禾を訓じて嘉穀となし、粟を訓じて嘉穀の実となしてゐる。即ち粟は粟の実を指していることは疑いない」と云つてゐる。

尙、直接説文解字についてみると、他は見えるが「粟を訓じて嘉穀の実となす」の語は見えない様である。然し宋の太宗の時編纂された太平御覽卷八百四十に「説文曰粟嘉穀実也」とあるから宋代に存した説文解字にはこの語があつたわけであろう。そうして馮氏はこれを使われたわけであろう。

(15) 喜田新六氏、令制下に於ける物資の融通運用に就いて(上)、史学雜誌第四十九篇第六号。
 (16) 新唐書食貨志のこの文と通鑑卷六食貨六賦稅下、舊唐書卷四十八食貨志上、六典卷三、唐会要卷八十三租稅上、通鑑卷一百八十七、武德二年二月の条、唐律疏議卷十三らとを勘合すると左の如くなる。

⊖	「粟二斛。稻三斛」 新唐書	「粟二石」 通典。舊唐書。六典。唐会要。通鑑。 唐律疏議。
⊖	「絹二匹。綾施二丈」 新唐書。通鑑。	「綾絹緇各二丈」 通典。舊唐書。六典。唐会要。唐律疏議。
⊖	「非蚕鄉則輸銀十四兩」 新唐書。	「なし」 通典。舊唐書。六典。唐会要。通鑑。 唐律疏議。
⊖	「なし」 新唐書。	「綿三兩」の上に「輸綾絹施者」、 「麻三斤」の上に「輸布者」 通典。舊唐書。六典。唐会要。唐律疏議。

⊖における「稻三斛」は新唐書にあるのみで他の六書には全く見えない。また⊖、⊖、⊖における新唐書の誤謬と考え合せて衍文と認められる。それなら何処から紛れこんだのであるか。それは恐らく、本文(8)頁に挙げる通典の義倉に關する記載に「諸出給準粟者。稻穀一斗五升。当粟一斗」とあるあたりではないかと想察する。この比率によれば「粟二石」は「稻三石」となるのである。

⊖における「絹二匹」は新唐書と通鑑にあり、他の五書にはいづれも「絹二丈」となつてゐる。絹は四丈が一匹だから二匹で八十尺となる。これは綾施各二丈即ち二十尺の四倍となり絹のみこれほど多く徴されることはあり得ない。これも新唐書側の誤りである。然し通鑑まで之に左袒してゐるを見れば何か紛れ易い源がある筈である。それは恐らく通典卷六食貨六賦稅下にある天宝中天下計帳の條の「其庸調租等。約出絲綿郡縣。計三百七十余万丁。庸調輸絹。約七百四十余万疋_{疋丁}」における最後の毎丁絹二匹とあるあたりであろうと推察する。この絹二匹は庸と調の二つを含めたものである。舊唐書卷四十八食貨志上に「凡丁歲役二旬。若不役則收其庸。每日三尺」とあつて庸は二〇日×三尺=六〇尺である。調は先の五書にある様に三〇尺

が正しいのであり、庸と調の合計は八〇尺即二匹となる。(か様に勘定が合う所より見ても調は二丈でなくてはならない)。この二匹が通鑑の調の所に竄入したものと思う。

㊦の新唐書における「非蚕郷則輸銀十四兩」は他の六書には全く見えない。この点からも新唐書の誤りと思われる。加藤繁博士の「唐宋時代における金銀の研究」五六頁にはこれを「綾絹綿を出さずの地は所謂蚕郷で、布を出すの地は蚕郷に非ざるものと認めなければならぬ。新唐書食貨志に綾絹綿と布との場合の外に、蚕郷に非ざれば云々と言つて、納銀の規定を掲げたのは文理の上から観ても不当である」とされ、また清の盧文弨の鐘山札記卷二新唐食貨志之誤に「如海南諸郡始貢銀。其数率二十兩。…夫一郡二十兩。一丁乃当其三分之二。有是事乎」と云えるを引かれて同感であるとされ、更に「尙ほ、私は銀と絹との價格の比較によつても此れを確かめることが出来ると考える。……宋の初に於ては銀一兩と絹一匹と略相当つて居たから唐代に於ける二者の關係も大体同様であつたと見做して大過あるまい。仮りに唐代でも銀一兩と絹一匹とが略同じ價格であつたとすれば、調銀十四兩は絹十四匹即ち五十六丈に当り、絹綾綿の二丈に比して二十八倍の多きに達するのであつて、斯かる不倫な立法が行われたことは到底考えることが出来ない」と云われ、この誤りを指摘してられる。

㊧であるが、新唐書以外はすべて「綾、絹、綿を輸する者は綿三兩を納め、布を輸する者は麻三斤を納める」となつている。(但し通鑑には麻三斤の語がなく孰れの側へも入れ難いから除外する)。これ亦新唐書の誤りである。

加藤博士は鐘山札記の「皆(○文献通考、舊唐書、通典、唐律疏議、六典)無稻三斛絹二匹銀十四兩之語。新志妄増之。其流毒恐有不可言者」を引かれ更に「錢大昕も此れに同意して其著二十二史攷異卷四十五に右の文を節録し、趙紹祖も其の新舊唐書互証卷六に収めて居る」と述べてられる。

また文献通考卷二田賦考二には之を「疑太重。今不取」と云つている。

尙、今人で新志の誤りを指摘してられるのは加藤博士だけの様であり、森谷克巳氏の支那社会経済史二三九頁、吳兆華氏の中國税制史上五六頁、陳登原氏の中國田賦史九一頁、万国鼎氏の中國田制史上一九九頁、市村博士の東洋史統卷二、四五頁等、この誤りをそのまま掲げてある。(昭和25年11月30日受理)

SUMMARY

ON THE MEANINGS OF SU (粟) AND MI (米) IN THE T'ANG DYNASTY

By Rinichi Hamada

(Seminar of History, Education Faculty, Kōchi University)

At present it is generally admitted that su (粟) means millet (awa in Japanese) and mi (米) means rice, but in the ancient China the matter was not so simple; su meant corn in general, or unhulled corn in general, or unhulled rice (粳米 momi-gome in Japanese), or millet (awa in Japanese), and mi meant hulled corn in general, or hulled rice (玄米 hsüan-mi).

It would make a good subject for research to trace back in history and clarify how the meanings of these two words have changed and become fixed as they are now, but I have not yet got enough data for it. What I aim at by this short thesis is only to elucidate

how these two words were used in the T'ang dynasty.

The elucidation of these matters is indispensable to a clear apprehension of the economic history of the T'ang dynasty, especially its food policy, which was a harder problem than in any other Chinese dynasty.

Specialists have generally given no explicit description about the meanings of su and mi in the T'ang dynasty, and their interpretations of these two words are often different. Generally speaking, they are in agreement that su meant unhulled corn in general, or unhulled rice and mi often meant hulled corn in general.

However, after an inquiry, I have come to a conclusion that su usually meant millet (玄粟 hsüan-su) and mi usually meant hulled rice (玄米 hsüan-mi).

(Received November 30, 1950)

